

平成 8 年 7 月 24 日

第 8 回原子力政策円卓会議メモ

素人の一国民が思うこと

1. 科学的な不安よりも情報を巡る対応への不安。
科学的知識は乏しいが、それ以外（事故後の対応等）には敏感だ。
2. 情報公開が全ての始まり。（原点）
制度の充実と公開基準の線引をきちんと明確に。
3. 大半の国民にとって、マスコミの情報が意識形成の材料に。
表面的でなく、噛み砕いての報道をお願いしたい。
4. 原発を争点にした選挙や住民投票が話題となり、国民投票という言葉がよく聞かれるようになったが、情報が与えられないままでの投票に意味があるのか、ないのか。

（大阪府 西崎 真）

平成8年7月24日

萩原 真理（原子力モニター）

1. 原子力政策の問題点

- （1）原発の恐怖をエネルギーを最も消費する地域でなく、あまり必要としない地域におしつけている。
- （2）低コストといいながら、実際は莫大なコストがかかっている。
- （3）実際に事故が起こる可能性はあるのに安全といいきっている。
- （4）他のエネルギーの開発を真剣に検討していない。
- （5）反対意見や問題点を指摘されても強引に押し通している。

2. 原子力政策への要望

- （1）最悪事故発生時の安全対策について
- （2）廃棄物の処理方法について
- （3）他の国の状況について
- （4）教育について
- （5）情報の公開について
- （6）国民の意見の反映について

以 上

原子力政策円卓会議での発言要旨

1. 「もんじゅ」事故のもつ意味

- ・「もんじゅ」事故は、さいわい、炉心と直結しない二次冷却系のナトリウム漏えいであつたため放射能の漏れはなく、また潤えい箇所が水分と接触しない部位であつたため水素爆発を免れた。しかし、本質的にはきわめて重大な事故。
- ・動燃の特色ある対応——自治体への通報遅れ、事故を「事象」とする言葉の言い替え、およびビデオ隠しによる事故の真相隠し。
- ・配管内に差し込まれた温度計さや管先端の太さが急変する箇所の高サイクル疲労破断が直接の原因。科技庁の第2次事故報告書は「当該温度計の設計に問題があった」ことを認めた。しかし、こうした設計ミスがなぜ見過ごされたか、ここにこそ問題の核心がある。
- ・今回の事故は「もんじゅ」の安全審査体制そのものに「設計ミス」があつたことを明らかにした。「もんじゅ」の安全審査は——安全審査のあり方の再検討も含めて——やり直さなくてはならない。安全審査のやり直しは「もんじゅ」の永久停止の可能性をも射程にいたれたものとなるはず。
- ・もしそうであれば、問題は核燃料サイクル全体の再検討にまで及ぶ。なぜなら、高速増殖炉は核燃料サイクル「完成」の不可欠な一環として位置づけられているから。

2. 原発を考える三つの視点——原子力開発に係わる政策決定のあり方の観点から

（1）放射性廃棄物の処理・処分——現在の人間だけで決めていいのか

- ・「原子力長期計画」（1994年6月）によれば、再処理後の高レベル放射性廃棄物は、安定な形態に固化した後、30～50年冷却のため貯蔵を行い、その後、地下の深い地層中に処分する。
- ・地層処分ですら少なくとも数百年～数千年間は人間社会から隔離が必要といわれる。
- ・お荷物になるだけで何の価値も生み出さない遺産を押しつけられる未来の人間は、われわれの決定を「何と酷かなことだ」と怒りそして悲しむかもしれない。
- ・40年前、原子力委員会が原発導入を決めたとき、なぜこの問題がそれに相応しい重要性をもって論議されなかったのか？なぜ今まで未来の人間のことも考慮に入れて政策決定してこなかったのか？
- ・生産に関する主要な決定を、社会の大多数の人間を排除して、一部の人間が排他的に掌握するという仕組みが基本であつたから、決定から排除された構成員には、現在の大多数の人間だけではなく、未来のすべての人間も含まれていた。Après moi le déluge!
- ・しかしいまや、情報へのアクセスがかなりの程度可能となり、多くの国民が原子力開発のあり方に深い関心をもつようになった。原子力に係わる諸決定を一部の人間（＝原子力委員会）のみが掌握することはもはやできない状況となった。国民が決定の主体となった。国民の決定に原子力委員会が必要にして十分な情報を提供しなくてはならないのだ。
- ・高レベル放射性廃棄物の処理・処分のように、現在の決定が未来の社会にも影響を及ぼすとき、未来の人間がどう考えるであろうかを現在の人間が彼らにかかわって考え、そのことも考慮に入れて、現在の決定を行わなくてはならない。
- ・時間的により広い視野から決定が行われる結果、政策内容はかなり異なるであろう。単に地層処分か直接処分かだけでなく、高レベル放射性廃棄物の発生を極小化していく方策を含め、原子力発電体系そのもののあり方に根本的な検討が加えられる。

（2）高速増殖炉をどうする——私的決定か公共的決定か

- ・1995年7月、電気事業連合会は、青森県大間町に建設予定だった新型転換実証炉計画からの撤退の意向を表明。理由はコスト高。建設費が当初見積り額の3960億円から5800億円に高騰し、発電原価は軽水炉の約3倍になることが判明。関電会長は、「高速増殖炉についてもコスト意識をもってほしいという要請ではないか」と話した。
- 1996年1月、日本原燃（株）は青森県六ヶ所村に建設中の核燃料再処理工場の建設

費が当初の8400億円から2兆円に高騰することを明らかにした。

6月、高レベル放射性廃棄物対策推進協議会は、原発の運転で発生する高レベル放射性廃棄物の処分場の建設には3～5兆円かかるとの試算を公表。

・予想以上の建設コストの高騰。事業主体がコスト意識をもつにいたると、おそらく高速増殖炉開発も新型転換炉と同じ運命をたどることになるであろう。

・日本でいま経験していることは、20年前にアメリカが経験したことと同じ。1977年4月、アメリカのカーター大統領は新エネルギー政策を発表、その中で高速増殖炉の開発計画変更と商業化の延期を決定（『原子力：問題点と選択』1977年1月）。同報告書の高速増殖炉に関する結論——「経済性とエネルギー供給保証の点で、液体金属高速増殖炉の早い商業化には全く利点がない。」

・日本においても、高速増殖炉の早い商業化は経済的に成り立たないであろう。高速増殖炉導入が電力会社の私的決定に主として委ねられるならば、早晚、開発の延期ないし中止は避けられまい。

・高速増殖炉開発の延期ないし中止は、現行の核燃料サイクルの全面的見直しをもたらさざるをえない。ゆえに、単に経済性だけではなく、より広い視野から高速増殖炉開発の正当性と合理性を検討する必要がある。すなわち、公共的決定が必要となる。

・公共的決定によって国の政策を変えていくことが可能である。

・1996年1月23日、福島・新潟・福井三県の知事が、内閣総理大臣にたいして「今後の原子力政策の進め方についての提言」を行った。これまで国の決定に従うだけの原発立地自治体の首長が、住民の切実な要求に基づいて、政策変更の提言を行った意味はたいへん重いであろう。また、八月四日の新潟県佐和田町に続いて、原発建設の賛否をめぐる住民投票が今後も行われることであろう。原発立地自治体の住民のこうした声と行動が、結局は国の政策を動かしていく原動力となっていくと考える。

（3）戦争責任と日本の原子力政策——プルトニウム・リサイクル路線はこれでいいか？

・「一部の海外の論調において、我が国が核兵器を開発するのではないかと疑念が表明されています。我が国に対するこのような疑念の表明は……日本国民にとってはおよそ信じられないことです」（原子力委員会「原子力長期計画」）。

・しかし、「日本が核兵器を開発するのではないか」との疑念を、日本国民としても、否定しきれない政治状況にあるのではないか。衆議院での「戦後五〇年国会決議」の内容、また広島、長崎両市長がハーグの国際司法裁判所にて核兵器の国際法違法性を訴える陳述を行ったことに対する日本政府の発言を考えよ。

・戦争責任を明確にせず、核兵器の国際法違法性を明言しない日本の政府であってみれば、将来にわたって日本が核武装しないという保証はどこにもないであろう。したがって日本の核武装を危惧する海外の論議こそむしろ正常な反応。

・国内の不況を背景に、日本の原子力業界は原発をアジアに輸出したいと考えているに相違ない。その生き残りをかけて、近隣アジア諸国に原発輸出を敢行しようとする日本の原子力業界の行動は、それらの国の民衆に許容されるだろうか。日本人は戦争責任の問題をどこまで自覚することができるのか、きびしく問われることになる。

・戦争責任を日本人が行動で示すべきだとしたなら、アジアの人々に核兵器開発の危惧を抱かせる高速増殖炉・核燃料サイクル路線を転換することこそ、いま求められている。

3. 若干の政策的提言

以上述べた三つの視点はいずれも政策決定過程における民主主義の拡大に関連をもつ。この結果、空間的にも時間的にもより広い視野からの政策決定が可能となる。こうした観点に立つことにより可能となる政策の方向性は次のとおり。

（a）高速増殖炉開発の凍結。「もんじゅ」の永久停止。

（b）使用済み燃料の再処理工場の放棄。六ヶ所村に建設中の再処理工場の中止。

（c）軽水炉原発の増設路線を転換し、段階的縮小を図る。

これを要するに、プルトニウム・リサイクル政策からプルトニウム・ミニマム政策への転換といえよう。

以上